

国立大学法人旭川医科大学学長解任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長代行 理事 松野丈夫

国立大学法人旭川医科大学学長解任規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学学長解任規程（平成17年旭医大達第35号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第14条第2項の規定に基づき、国立大学法人旭川医科大学学長（以下「学長」という。）の解任手続きに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（審査機関）</p> <p>第2条 学長の解任の審査は、<u>国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議</u>（以下「<u>学長選考・監察会議</u>」という。）が行う。</p> <p>(略)</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第5条 <u>学長選考・監察会議</u>は、前条の規定により学長の解任の請求があったときは、経営協議会及び教育研究評議会の意見を聴取しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第14条第2項の規定に基づき、国立大学法人旭川医科大学学長（以下「学長」という。）の解任手続きに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（審査機関）</p> <p>第2条 学長の解任の審査は、<u>国立大学法人旭川医科大学学長選考会議</u>（以下「<u>学長選考会議</u>」という。）が行う。</p> <p>(略)</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第5条 <u>学長選考会議</u>は、前条の規定により学長の解任の請求があったときは、経営協議会及び教育研究評議会の意見を聴取しなければならない。</p>

2 学長選考・監察会議は、学長から請求があった場合は、弁明の機会を与えなければならない。

(審査結果の公表)

第6条 学長選考・監察会議は、解任の審査の結果を学長に通知するとともに、公表するものとする。

(文部科学大臣への申出)

第7条 学長選考・監察会議は、国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議規程（平成16年旭医大達第193号）第7条の規定により学長の解任を決定したときは、文部科学大臣に学長の解任の申出を行うものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長選考・監察会議の議を経なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学長の解任手続きに関し必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て学長選考・監察会議議長が別に定める。

(略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【改正理由】

国立大学法人法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 学長選考会議は、学長から請求があった場合は、弁明の機会を与えなければならない。

(審査結果の公表)

第6条 学長選考会議は、解任の審査の結果を学長に通知するとともに、公表するものとする。

(文部科学大臣への申出)

第7条 学長選考会議は、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程（平成16年旭医大達第193号）第7条の規定により学長の解任を決定したときは、文部科学大臣に学長の解任の申出を行うものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学長の解任手続きに関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て学長選考会議議長が別に定める。

(略)